

信濃町ひだまりセンター 指定管理者募集要項

1 指定管理者制度の趣旨

民間の能力を活用して、住民サービスの向上と経費の削減を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び信濃町公の施設における指定管理者の手續等に関する条例（平成 17 年信濃町条例第 20 条）の規定に基づき、効果的かつ効率的に公の施設を管理するため、信濃町ひだまりセンターについて指定管理者制度を適用することとしました。

本募集要綱及び別添信濃町ひだまりセンター指定管理者業務仕様書のとおり指定管理者の募集を行います。

【参考】

第 244 条の 2 第 3 項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

2 募集の概要

（1）指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。

（2）施設の概要

- ・所在地 信濃町大字平岡 2 2 3 番地 1
- ・開所年月日 平成 3 年 7 月 1 日
- ・構造 木造 平屋建
- ・延床面積 139.12 m²
- ・施設内容 事務所、作業所、和室、物置、障がい者用トイレ

3 施設使用料等

ひだまりセンターの施設、設備等は無償で貸与します。

4 管理経費

指定管理業務にかかる経費は、事業計画書において提示のあった金額を参考に、年度ごとに協定書を締結し、予算の範囲内で支払います。

（1）経費の支払い

会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）を基準に 6 回に分けて支払います。

（2）会計区分の独立と管理口座

指定管理者は、団体等の経理と別に本業務に係る独立した会計帳簿類及び経理規程を設けるとともに、収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理してください。

なお、他の「公の施設」の指定も受ける場合、他の「公の施設」管理口座とは別の口座で管理する必要があります。

5 指定管理者と町の責任分担

◎・・・責任があるもの

○・・・従たる責任があるもの

項目	指定管理者	信濃町
運営に基本的な考え方	◎	○（条例・規則事項）
広報	◎	○（町広報関係）
施設の管理運営	◎	
施設の物品管理	◎	
必要な消耗品の購入	◎	○
備品の購入及び管理	○（管理・購入） 購入は1個3万未満	◎（購入） 購入は1個3万以上
施設の法的管理 （占用・行為許可）	○	◎
苦情対応	◎	○
事故対応	◎	○
災害復旧		◎
施設の修繕・改修等	○ 軽易なもの （両者協議による）	◎ 1件5万円以上 （両者協議による）
施設賠償法保健・火災保 険・自動車任意保険等	○ （施設賠償責任保険加入）	◎
通所者保険	◎	
包括的管理責任		◎

※消耗品及び備品の購入に関する責任分担については、協定締結の際、両者協議し決定するものとします。

6 職員の採用について

職員の採用については、町内から採用するように努めてください。

7 応募資格

- (1) 町内で障害福祉サービスの実績のある事業者・団体であること。（個人応募は不可。）事務所を有し、法人格を有する団体であり、団体又はその代表者が次に掲げる各号のいずれかに該当しないものとします。
- (2) 団体、又はその代表者が次の事項に該当しないこと
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 法施行令第167条の4の規定に基づき、町の入札に参加できない者
 - エ 法第244条の2第11項の規定により、指定管理者に係る業務の全部又は一部を取り消され、その取り消された日から1年を経過しない事業者・団体等又は当該業務の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6月を経過してい

ない団体等

オ 法人税、消費税並びに地方消費税及び町税を滞納している者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団およびそれらの利益となる活動を行う者

キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

8 応募書類の配布及び提出期限

(1) 配布期間 令和5年12月25日から令和6年1月24日まで

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日は除く）

(3) 受付場所 信濃町役場総務課庶務係

(4) 提出期限 令和6年1月24日（水）

(5) 提出部数 正本 1部 写し（副本） 8部

9 応募の方法

条例第3条の規定により指定管理者指定申請書に次の書類を添えて提出してください。

(1) 当該施設の管理に関する各年度（令和6年度から令和8年度の3年分）の事業計画書及び収支予算書

(2) 定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本

(3) 前事業年度の事業報告書（貸借対照表含む。）収支決算書

(4) 役員の名簿等

(5) 法人税、消費税並びに地方消費税及び町税の納税を証明できる書類

10 応募者説明会

応募方法、応募書類、指定管理者業務等について次のとおり説明会を開催します。

（参加人数については、1団体につき2名までとし、希望する団体は予めご連絡ください。）

(1) 日時 令和6年1月11日（木） 午後1時30分から

(2) 場所 信濃町役場 2階 第1会議室

11 選定方法

(1) 指定管理者の選定の方法

条例第6条の規定により、審査会を設置し、審査会において町の審査基準に基づき審査を行い、最も優れている申請者を指定管理者の候補者とします。

(2) 審査の方法

応募のあった提案内容等を事務局において1次審査を行い、要件を満たす者を対象に2次審査として審査会において申請者によるプレゼンテーションを行っていただき、その内容を審査会において総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

なお、審査会は、原則非公開により行います。

(3) 審査結果の通知及び公表

応募された全員にそれぞれの結果を通知します。

(4) 優先交渉順位者と交渉

第1順位者と詳細事項について交渉を行います。合意に至らなかった場合に繰り上げ交渉を行います。

(5) 協定の締結

指定管理者の指定については、議会の議決を経て指定管理者に指定し、正式に協定書を締結します。なお、協定書は、基本協定書と年度協定書の2種類とします。

12 応募の基準等

- (1) 事業計画書の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであり、サービスの向上が図られるものとします。
- (2) 事業計画書の内容が当該公の施設の適切な維持及び管理ができ、経費の削減が図られるものとします。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う事ができる団体であることとします。
- (4) 申請のあった公の施設の設置目的を達成するために、十分な能力を有する団体であることとします。

13 審査項目

審査会が審査する審査基準は、以下のとおりです。

- (1) 団体が考える経営方針
- (2) 指定管理者を申請した理由
- (3) 施設の現状に対する考え方及び将来の展望
- (4) 団体の運営方針及び理念
- (5) 利用者等の展望の把握及び実現策
- (6) 施設の運営方法
- (7) 施設の管理体制
- (8) 施設の安全対策等
- (9) 個人情報の取り扱い
- (10) 緊急時の対策
- (11) 施設の運営に関する業務の収支予算計画
- (12) 事業計画

14 応募に際しての留意事項

- (1) 応募内容の変更はできません。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (3) 応募の辞退をした場合は、失格とします。
- (4) 応募に関する必要な経費は、応募者の負担となります。
- (5) 提出された書類は、信濃町情報公開条例に基づき、必要に応じて複写又は公開します。
- (6) 提出された書類は、返却しません。

15 その他

指定管理者の取り消し等、指定管理者が協定の締結に応じない場合や、事業の履行が確実でないと認められる場合、又は著しく社会的信用を失う等の指定管理者としてふさわしくない行為が認められた場合は、指定の決定を取り消すことがあります。その場合、町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。指定の取り消しが指定期間中の場合は、次期指定管理者が円滑で支障なく業務が遂行できるよう引き継ぎを行うものとします。

16 日程

- ・指定管理者受付 令和5年12月27日～令和6年1月24日
- ・質問受付 令和5年1月11日～令和6年1月22日
- ・指定管理者応募説明会 令和6年1月11日
- ・担当課書類審査（一次審査） 令和6年1月25日～2月1日
- ・審査会 令和6年2月5日
- ・議会提案準備 令和6年2月下旬
- ・議会上程 令和6年3月上旬
- ・議会議決 令和6年3月下旬
- ・指定管理者の指定 令和6年3月下旬
- ・協定の締結 令和6年4月1日
- ・指定管理業務開始 令和6年4月1日～

17 問合せ先（募集要項に関する質問受付等）

信濃町 住民福祉課 福祉・介護保険係

TEL 026-255-1179（直通） FAX 026-255-6207

E-mail fukusi@town.shinano.lg.jp

※質問については、FAXで送信してください。

※募集要項、仕様書及び各申請様式は、町ホームページからダウンロードすることができます。

ホームページURL <https://www.town.shinano.lg.jp>